

平成20年2月定例会

第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会
会議録

宮崎県後期高齢者医療広域連合

平成20年第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

会期及び会期日程	3
審議結果一覧表	4
議事日程	5
出席議員	5
欠席議員	6
説明のため出席した者	6
議会事務担当職員	6
日程第 1 新議員の議席の指定	6
日程第 2 会議録署名議員の指名	6
日程第 3 会期の決定	6
日程第 4 議案第 1号 平成20年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につ いて	6
日程第 5 議案第 2号 平成20年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特 別会計予算について	7

日程第 6	議案第 3号	平成19年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
日程第 7	議案第 4号	宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基 金条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
日程第 8	議案第 5号	宮崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の制定 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
日程第 9	議案第 6号	宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議 会の同意を求めることについて・・・・・・・・	12
日程第 10	宮崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充 員の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	13	

平成20年第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び会期日程

1 定例会会期

2月13日(水曜日)・・・・・・・・1日間

2 会期日程

月 日	曜日	種別	内 容
2月13日	水	本会議	議案の審議(提案理由説明・質疑・討論・採決)

平成20年第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会審議結果一覧表		
議案		
議案第1号	平成20年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計 予算について	原案可決
議案第2号	平成20年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢 者医療特別会計予算について	原案可決
議案第3号	平成19年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算について	原案可決
議案第4号	宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨 時特例基金条例の制定について	原案可決
議案第5号	宮崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条 例の制定について	原案可決
議案第6号	宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任 につき議会の同意を求めることについて	同意
人事		
公平委員会委員	佐々木 正典 川崎 浩康 松岡 茂行	
選挙		
選挙管理委員及び補充員の選挙		
選挙管理委員	小川 重光 岩切 軍典 大山 洋一 長友 ハツ子	
補充員	河野 喬 仁田脇 信子 岩崎 明 白尾 時信	

平成20年2月定例会

第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議定会議録

平成20年2月13日、第1回定例会が宮崎県自治会館5階大ホールに招集されたので、会議を開いた。

議事日程

平成20年2月13日(水曜日) 午後1時30分開議

- 日程第 1 新議員の議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議案第 1号 平成20年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
日程第 5 議案第 2号 平成20年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 6 議案第 3号 平成19年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について
日程第 7 議案第 4号 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
日程第 8 議案第 5号 宮崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の制定について
日程第 9 議案第 6号 宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 10 宮崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

出席議員(13名)

- 1番 椎葉 晃充
2番 日野 輝生
3番 福留 明
5番 谷口 義幸
6番 堀 泰一郎
8番 黒木 正善
9番 宮崎 和宏
10番 河野 哲夫
11番 長瀬 道大
12番 河野 憲次
13番 田口 晃史
14番 熊埜御堂 勝彦
15番 森 光昭

欠席議員（２名）

４番 首藤 正治

７番 甲斐 敏彦

説明のため出席した者

広域連合長 津村 重光

副広域連合長 前田 穰

事務局長 石村 弘

事務局次長 別宮 隆

会計管理者 平屋 良治

業務課長 和田 正英

総務課長補佐 黒木 英則

業務課長補佐 日高 栄治

議会事務担当職員出席者

書記 水元 洋寿

書記 内田 雄介

（午後１時３０分開会）

【森光昭議長】

それでは、平成２０年第１回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

この際、報告をいたします。

出納検査結果が宮広域監第１４号、１６号、１８号をもって、報告されましたので、お手元に写しを配布いたしております。

それでは、日程第１、新議員の議席の指定についてを議題といたします。

新議員の議席の指定については、議長において指定することにいたします。熊埜御堂勝彦議員の議席を、議席番号１４番に指定いたします。

次に、日程第２、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。会議録署名議員の指名については議長において指名することにいたします。会議録署名議員に５番谷口義幸議員及び１１番長瀬道大議員を指名いたします。

次に、日程第３、会期の決定についてを議題といたします。本定例会の会期は、本日１日間とし、会期中の日程につきましてはお手元に配布のとおりとすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【森光昭議長】

御異議なしと認めます。よって、会期は１日間と決定いたしました。

次に、日程第４、議案第１号、平成２０年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長

【津村重光広域連合長】

ただいま上程されました議案第１号について、御説明申し上げます。

本件は、平成20年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に関するものであります。

平成20年度予算は平成20年4月からの制度施行後の広域連合組織の維持、管理をしていくための予算編成をいたしております。

この結果、一般会計予算額は、歳入歳出ともに2億5,915万7千円となったところでございます。

19年度と比較しまして、1億6,592万9千円の減となっておりますが、これは、平成20年度から新たに後期高齢者医療特別会計を設けたことによる、予算振り分けによる減でございます。

歳入につきましては、主なものは構成市町村からの負担金2億5,404万8千円。また国・県からの支出金として保険料不均一賦課負担金504万6千円を計上しておりますが、こちらにつきましては、後期高齢者医療特別会計に繰出しまして保険給付費等で支出する予算編成になっております。

歳出につきましては、主なものとしたしまして、派遣職員の給与等に係る人件費2億731万2千円、事務所等施設、事務機器などの使用料及び賃借料2,537万2千円などでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

【森光昭議長】

それでは、議案第1号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

なければ、これをもって、議案第1号に対する質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号はこれを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

御異議ありませんので、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号、平成20年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長

【津村重光広域連合長】

ただいま上程されました議案第2号について御説明申し上げます。

本件は、平成20年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に関するものであります。

平成20年度予算は平成20年4月から実施されます後期高齢者医療制度を円滑に運営していくための予算編成をいたしております。

この結果、後期高齢者医療特別会計予算額は、歳入歳出ともに1,122億7,729万7千円となったところでございます。

歳入につきましては、主なものとして、保険料、保険料減免分に相当する負担金、基金繰入金等が全体の約10%で111億5,552万2千円、その他の国・県・市町村からの支出金が約49%で547億7,145万2千円、支払基金交付金が約40%で457億1,608万円などでございます。

その他の歳入として、事業運営に係る事務費として市町村負担金5億7,855万7千円がでございます。

歳出につきましては、保険給付費が1,100億1,881万円で全体予算の約98%を占めております。

その他の歳出として、針・灸・マッサージ助成事業、健康診査事業に係る費用として6億5,881万2千円、事業運営を行っていくための費用として総務費5億8,677万3千円などでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

【森光昭議長】

それでは、議案第2号に対する質疑はございませんか。11番長瀬議員

【長瀬道大議員】

11番の長瀬でございます。2、3質疑をしたいと思います。

特別会計でございますが、まず、財源として、保険料、国・県・市町村の公費、支払基金からの支援金等があるわけでございますが、この中で、保険料の収納率は、何%を見込んでいらっしゃるのか、まずお尋ねしたいと思います。

それから、保険料の収納率がおそらく100%はいかないと思いますが、その中で未納者に対する徴収対策で資格証明書の発行は有り得るのかどうか。ここをお尋ねしてみたいと思います。

もう一つでございますが、資格証明書の交付について、現行の老人保健制度では無いわけでございますけども、この度の後期高齢者医療制度では資格証明書の交付があるということでございますが、どうしてこれはそのような考え方を変えたのか。もし情報があればお示し頂ければありがたいと思います。とりあえず最初の質問を終わります。

【森光昭議長】

広域連合長

【津村重光広域連合長】

長瀬議員の御質問に私の方から前段お答えしたいと思います。収納率の方でございますが、予算上は98.5%の収納率を見込んでおります。

また、未納者に対する資格証明書の交付の件でございますが、「高齢者の医療の確保に関する法律」第54条及び同法施行規則第14条の規定では、1年以上の保険料の滞納者は、災害その他政令で定める特別の事情がある場合を除き、被保険者証を返還させ、被保険者資格証明書を交付することを定めております。

宮崎県後期高齢者医療広域連合では、被保険者証の返還及び資格証明書の交付につきましては、被保険者の資力や滞納に至った経緯など、被保険者の実情を十分勘案した上で慎重に

対応して参りたいと考えております。

その他の御質疑につきましては、事務局長の方からお答えいたします。

【森光昭議長】

事務局長

【石村弘事務局長】

もう一点、資格証明書の交付は、現行の老人保健制度ではございませんが、4月から始まります後期高齢者医療制度では資格証明書の交付があるという点で、国の方の考え方はどういことなのかとのことですが、資格証明書の交付につきましては現行の老人保健制度では、保険料はそれぞれが加入しています医療保険者が徴収し、医療給付は老人保健制度で行うこととなっております。

つまり、老人保健制度の中で、保険料とか保険税の徴収は行われておりません。医療給付だけの制度として、今老人保健制度は施行されております。

一方、4月から始まります後期高齢者医療制度におきましては、広域連合が保険料を財源といたしまして医療給付を行っていき、こういこと、保険料を一定期間滞納した場合、支払い能力があるのに納付しないといういわゆる悪質な滞納者につきましては資格証明書を交付するということになっているようでございます。以上でございます。

【森光昭議長】

11番長瀬議員

【長瀬道大議員】

ただいま答弁の中で、悪質な滞納者に対しては資格証明書交付ということですが、2月1日宮日の記事にもありましたように、北海道あたりでも画一的に滞納者には資格証明書を交付するということではなくして、今おっしゃったような悪質な滞納者に限って資格証明書を交付するという記事になっておりました。

我が宮崎県でも、ぜひともそのような形をとってもらいたいと思っております。

もう一つ御質問でございますが、仮に資格証明書を交付する場合は、先ほどもございましたが交付基準を設けられると思うわけでございますが、徴収は市町村が行うわけでございますので、それぞれの市町村で交付基準がまちまちでは対応がおかしくなるわけでございます。

そこで、その要綱を作成されると思うのですが、いつ頃、具体的に、どのようなスケジュールで作成されるのかをお尋ねしたいと思います。

【森光昭議長】

事務局長

【石村弘事務局長】

要綱等の基準のスケジュールとか色々お尋ねでございますが、資格証明書の交付につきましては、1年以上の保険料滞納者が対象となりますので、要綱等につきましては平成20年度中に策定いたしたいと思っております。

なお、要綱の基準でございますが、これにつきましては、広域連合の方で策定基準を作りまして、認定審査会で、交付対象被保険者の個別の事情を十分勘案しまして、交付認定の審査会等の公正な判断の基、対応して参りたいというふうに考えております。以上でございます。

【森光昭議長】

11番長瀬議員

【長瀬道大議員】

よくわかりました。

最後をお願いになるかとは思いますが、75歳といえますと、体力的にも非常に落ちてきてまいりまして、疾病にかかりやすいということで、昨今の相次ぐ負担増等の生活実態を踏まえた、いわゆる人道的配慮をもって対応していただきたい、先ほどもお答え頂いたわけでございますけども、そういうことで御配慮頂きたいとこのように思っております。

それと最後になりますが、人道的な配慮を踏まえた要綱の策定をお願いいたしまして、この広域連合が宮崎県の高齢者にとりまして安心できるシステムを作りあげて頂くことを願いながら私の質問を終わらせて頂きます。以上でございます。

【森光昭議長】

質疑通告が1名でございましたので、通告に従って、答弁をさせていただいたわけですが、他に質疑があれば出して頂きたいと思えます。

【森光昭議長】

なければ、これをもって、議案第2号に対する質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号はこれを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

御異議ありませんので、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号、平成19年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長

【津村重光広域連合長】

ただいま上程されました議案第3号について、御説明申し上げます。

本件は、平成19年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算に関するものであります。

平成19年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算は5億1,651万6千円を追加いたしまして、歳入歳出ともに9億4,160万2千円となったところでございます。

補正予算の内容は、国からの後期高齢者医療制度激変緩和措置に伴いまして、新たに基金積立金5億3,857万5千円を計上するとともに、予算執行調整による減額を2,205万9千円行っております。

この補正財源といたしましては、国の平成19年度補正予算に伴います基金積立金に係る特定財源として、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金5億3,857万5千円を追加計上いたしております。

また、その他国庫支出金、諸収入等の追加計上をいたしまして、市町村負担金を2,755万9千円減額いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

【森光昭議長】

それでは、議案第3号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

なければ、これをもって議案第3号に対する質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号はこれを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

御異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号、宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長

【津村重光広域連合長】

ただいま上程されました議案第4号、宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について、御説明申し上げます。

本件は、新たに保険料負担が生じます被用者保険の被扶養者の保険料に関する激変緩和措置に必要な財源として国の交付金を宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金として設置し、平成20年度及び21年度の後期高齢者医療制度の円滑な施行に資するため、新たに条例を制定するものであります。

なお、国の交付金交付要綱の規定により、本基金は、平成21年度末日をもって廃止するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

【森光昭議長】

それでは、議案第4号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

なければ、これをもって、議案第4号に対する質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第4号はこれを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

御異議ありませんので、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号、宮崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長

【津村重光広域連合長】

ただいま上程されました議案第5号、宮崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本件は、本広域連合の職員に支給をいたします通勤手当につきまして、通勤のための交通機関の利用状況に即するよう規定を整備し、遠距離通勤者等の負担の軽減を図るため、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、新たに条例を制定するものであります。

なお、本条例の制定に伴いまして、宮崎市条例を宮崎県後期高齢者医療広域連合条例として準用する条例から、宮崎市職員の給与に関する条例を削除するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

【森光昭議長】

それでは、議案第5号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

なければ、これをもって、議案第5号に対する質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第5号はこれを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

御異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号、宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長

【津村重光広域連合長】

ただいま上程されました議案第6号、宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、御説明申し上げます。

本件は、佐々木正典氏、川崎浩康氏及び松岡茂行氏をそれぞれ宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員に選任いたしたいと存じ、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

【森光昭議長】

それでは、議案第6号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

なければ、これをもって、議案第6号に対する質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

公平委員会委員の選任については、原案のとおり佐々木正典氏、川崎浩康氏、松岡茂行氏に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

異議なしと認めます。

議案第6号、宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第10、宮崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

本広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の辞職に伴いまして、現在委員及び補充員が空席となっておりますので、選挙を行います。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、いかがいたしましょうか。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

ただいま、指名推選の方法との声がありましたが、指名推選の方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

【森光昭議長】

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時55分休憩)

(午後1時56分再開)

【森光昭議長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選挙管理委員会の委員について、お手元に配布いたしております名簿のとおり議長より指名いたします。

小川重光君、岩切軍典君、大山洋一君、長友ハツ子君以上4人を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員会の委員の当選人に決めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小川重光君、岩切軍典君、大山洋一君、長友ハツ子君が選挙管理委員会の委員に当選されました。

【森光昭議長】

次に、選挙管理委員会の補充員について、お手元に配布いたしております名簿のとおり議長より指名をいたします。なお、補充の順序につきましては、指名の順序によって定めたいと思います。河野喬君、仁田脇信子君、岩崎明君、白尾時信君以上4人を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員会の補充員の当選人に定め、補充員の順序は、指名の順序のとおり定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、河野喬君、仁田脇信子君、岩崎明君、白尾時信君が選挙管理委員会の補充員に当選され、補充の順序は、指名の順序のとおりと決定いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、議会会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【森光昭議長】

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会議会に付議されました案件は、全部終了いたしました。

これにて、閉会いたします。

(午後1時59分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を
証するため、ここに署名する。

宮崎県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 森 光昭

署名議員 長瀬 道大

署名議員 谷口 義幸